

(案)

# 答申書

令和7年 月 日

いわき市下水道事業等経営審議会



令和7年 月 日

いわき市長 内田 広之 様

いわき市下水道事業等経営審議会  
会長 河合 伸

地域汚水処理事業及び農業集落排水事業の経営について（答申）

令和6年11月7日付けで本審議会が諮問を受けた「地域汚水処理事業及び農業集落排水事業の経営について」を、次のとおり答申します。

## 第4次いわき市下水道事業等経営審議会

会長	河合	伸
副会長	高荒	智子
委員	飯田	教郎
委員	井上	久美子
委員	岡	光義
委員	金田	晴美
委員	斎藤	隆
委員	白石	幸一
委員	鈴木	由美
委員	橋元	一美
委員	蛭田	光治
委員	松崎	清美
委員	馬目	健二
委員	柳澤	晋
委員	山田	貴浩

(委員は、50音順)

本市の地域汚水処理事業は、民間の開発事業者が住宅団地を開発した際に整備した生活排水処理施設を、事業者と市の双方で協議の上、市が一定の条件で帰属を受けて運営している事業で、現在、市内 5 か所（勿来自米、洋向台、石森、草木台、南台）に施設を有しており、概ね市民の 2 % が本事業により生活排水を処理している状況にある。

次に、本市の農業集落排水事業は、農村地域の生活環境の改善や農業用排水の水質汚濁の防止を図り、あわせて公共用水域の水質保全を目的にした、生活排水処理施設を運営している事業で、現在、市内 6 か所（下小川、戸田、永井、渡辺、三阪、遠野）に施設を有しており、概ね市民の 1 % が本事業により生活排水を処理している状況にある。

両事業とも、施設では老朽化に伴う更新需要が増加していくとともに、維持管理費の増加も加わり、事業を取り巻く経営環境は一層厳しさが増している。

そのような中にあっても、市民の暮らしを支え続ける生活インフラであるという事業の責務を果たすため、安定的で持続可能な経営を実現させなければならない。

そのため、透明性の確保と経営基盤の強化を図る観点から、平成 28 年 4 月より特別会計から企業会計方式へ移行、令和 3 年 3 月には両事業を取り巻く状況に的確に対応していくため、令和 3 年度から令和 12 年度までを計画期間として「いわき市地域汚水処理事業経営戦略」及び「いわき市農業集落排水事業経営戦略」（以下、「経営戦略」という。）を策定し、事業運営を行ってきたところである。

両事業については、中長期的な視点に立ち、安定的な経営基盤の構築と戦略的な事業展開を図る必要があることから、本審議会は、令和 6 年 11 月 7 日に、市長より両事業の「経営について」として諮問を受け、以降、全 6 回にわたり慎重に審議を行った結果、その結論を得たので、次のとおり答申する。

## 1 答申

諮詢項目・地域汚水処理事業の経営について

- 農業集落排水事業の経営について

答申内容・地域汚水処理事業の経営については、経営戦略の中間見直し版（案）

について妥当なものであると判断する。

・農業集落排水事業の経営については、経営戦略の中間見直し版（案）

に示す投資・財政計画の収支を均衡させるため、使用料水準の見直し

が必要であると考える。また、使用料については、現行の使用料体系

から平均 47.89%引き上げる必要があると判断する。

## 2 答申内容の理由

### (1) 地域汚水処理事業の経営について

本市の地域汚水処理事業は、接続戸数の減少により使用料収入が微減となる一方、近年の物価高や人件費の上昇により維持管理費用が増大するほか、全ての施設が供用開始後 30 年以上経過していることから、施設の更新費用が増大し、厳しい事業運営となることが見込まれている。

経営戦略の計画期間における財政状況については、収益的収支で令和 8 年度以降純損失が見込まれるもの、事業の保有資金を活用することで、現行使用料を据え置いても、経営戦略の終期となる令和 12 年度までは、一定程度の資金が確保できる見込みとなっている。

このことから、経営戦略の計画期間内においては、安定的な事業経営が行える計画となっており、妥当なものであると判断する。

## (2) 農業集落排水事業の経営について

本市の農業集落排水事業は、接続戸数が増加しているものの、接続人口の減少により、令和8年度以降、使用料収入が減少すると見込まれている。

一方、近年の物価高や人件費の上昇により維持管理費用が増大しており、また、供用開始から20年以上を経過している施設もあり、老朽化対策に要する費用が増大し、厳しい事業運営となることが見込まれている。

経営戦略の計画期間における財政状況については、令和8年度以降資金期末残高が不足する見込みであることから、今後の事業運営にあたっては、収入の確保（使用料水準の見直し）が必要な状況となっている。

このような状況を踏まえ、使用料水準の見直しについて、次の改定案を基に検討したところである。

案1	汚水処理費のうち、維持管理費をすべて使用料で賄うことができるよう改定する案（現行使用料の約2.4倍：140%程度の引き上げが必要）
案2	事業の開始当時の使用料と下水道使用料を比較すると、約1.6倍の設定となっていたことを踏まえ、その倍率差を使用して改定する案（現行使用料の約2.0倍：100%程度の引き上げが必要）
案3	維持管理費のうち固定的にかかる経費（施設運転費）を使用料で賄うことができるよう改定する案（現行使用料の約1.48倍：48%程度の引き上げが必要）

企業会計の原則から考えれば案1を選択するところであるが、現行使用料から140%の値上げが必要となり、市民生活に多大な影響を及ぼすこととなる。また、案2も同様である。

さらに、本事業が「農村地域の生活環境の改善」などの目的を有しており、経済性のみで実施されるものではない点を踏まえ、一般会計からの繰入金も活用しながら、維持管理費のうち固定的にかかる経費（施設運転費）を賄える改定が必要であり、現行使用料体系から平均47.89%引き上げることはやむを得ないものと判断する。

なお、基本料と人員割料とで構成する使用料体系については、現行を維持し、今回の改定では、基本料と人員割料をともに改定することが適当であると判断する。

## ○ 農業集落排水事業の使用料【改定案】について

### ・月額単価

(税込み)

区 分	現 行 使 用 料	改定後の使用料
基本料	2,170 円	3,220 円
人員割料	440 円	640 円

### 【参考】3人世帯の場合の月額使用料

(税込み)

区 分	現 行 使 用 料	改定後の使用料
使用料	3,490 円	5,140 円

※ 経営戦略の後期計画期間における一世帯の平均人数は2.8人。

## 3 附帯意見

両事業を取り巻く経営環境が一層厳しさを増している中、安定的で持続可能な経営を実現するため、今後、次の事項について引き続き検討されたい。

- (1) 将来的に経営環境の厳しさが増していくことを見据え、使用料のあり方について隨時検討していくこと。
- (2) 事業の継続を前提としながらも、公共下水道に接続した場合や、合併処理浄化槽に切り替えた場合などの調査検討を進め、事業のあり方（方向性）について整理していくこと。
- (3) 今後においても、事業の状況について関係住民へ適宜、情報を発信し、理解醸成に努めていくこと。

